

皆さまからいただいたご意見・ご提言 報告書

No. 1

2016年12月28日

※2016年11月1日～30日にいただいたもの

主なご意見・ご提言～議会編～

NO	ご意見・ご提言	ご回答	担当
1	<p>市道前岡4号線における大型車両通行禁止を求める陳情に対し、市政運営が適切になされているか監視に当たった議会に対し、陳情をしたが、本件に対しては法を理解のうえで審査を願いたいと陳情前、陳情途中で勉強会の申し入れをしたが、受け入れられず議会は審査し「法令のほう当局にいろいろ確認したが問題ない」などと市の見解に沿い、市民の声を聴かず十分な審査をしないまま不採択とした。 本件は、市の見解は法に抵触するとして、市政を監視する議会に陳情を行ったものであるのに対し、市民の声を聴かずして一方的な市の見解のみで審査を行ったのは片手落ちではないか。</p>	<p>矢板市議会では、請願や陳情が提出された場合、矢板市議会基本条例第5条第3項の規定により、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることとしております。お尋ねの案件については、提出された陳情に対して説明の場を設けてほしい旨の申し出をいただき、陳情文書の内容も踏まえたうえで、その必要性について協議しましたが、説明の場は設けないという結論に至りましたので、その旨ご報告させていただいた次第です。また、陳情の審査においては現地調査を実施のうえ、その内容を詳細に検討し、議会として結論を出しております。</p>	議会
2	<p>本件陳情に対し議会は平成27年9月25日付陳情の審査結果として、大型車両の定義、また通行する車両の待避所についてなど法令に沿った道路であると判断したためとした。どのような判断内容なのか、また待避所はどこであったのか、説明を。</p>	<p>判断に至った経過は矢板市議会ホームページで公開している会議録に記載のとおりです。</p>	議会
3	<p>本件は「法令のほう当局にいろいろ確認したが問題ない」と市の見解を追認しているが市に対しどのような点を確認したのか。</p>	<p>矢板市議会ホームページで公開している会議録に記載のとおりです。なお、本件陳情について市執行部に対して確認等を行っていますが、最終的には議会として判断をしたものであり、市の見解を追認したものではありません。</p>	議会
4	<p>既に結論は出ているとしているが、既に結論が出ているとは議会に対してのもので会期を異にすれば陳情は可能では、定めは規則、慣例ですか、また議会の権威をそこなわないためですか、議長預かりも同様ですか、説明を。</p>	<p>規則等の定めは特段設けてはいませんが、既に結論を出した陳情であっても会期を異にすれば再度提出することは可能です。なお、議長預かりとするかどうかは、議会運営委員会において取り扱いを協議し、最終的には議長の判断となります。</p>	議会
5	<p>議会は市政の監視役としての任を十分に果たしているとおと思いますか。</p>	<p>十分果たせるよう今後とも努力してまいります。</p>	議会

NO	ご意見・ご提言	ご回答	担当
6	<p>市道の拡張に対する陳情について、本件は、市道前岡4号線における大型車両通行禁止を求める陳情に対し、議会是不採択とし大型車通行を可能としたが、本件市道は法に定める車道幅が狭いため大型車に限らず普通車の通行にも制限を受ける道路であることから大型車両の通行禁止の陳情がダメでは道路拡張の方法をとるとしての陳情を行ったのである。</p> <p>審査では、交通量、苦情の有無、利便性など審議したようであるが、本件はこれら以前の問題である。例えば幅1.7mの普通車が本件市道を対面通行するには車両制限令第6条第2項で車道幅3.4mを必要とするところ車道幅2.8mしかなく、車両が大きく道路損壊や事故を招くことになるので普通車であっても通行できないものとなる。議会はこれら状況のうえ不便性は認められないとしたが、当該道路中間地点の大町方東側湿地には容易に交換できないため生じた脱輪跡があり、本件は不便性はないとの決定は認められないが、説明を。</p>	<p>平成28年5月30日付けで提出されました「市道前岡4号線の拡張に対する陳情」に関してのお尋ねであります。脱輪に関して当該陳情文書に記載はなく、審査の際にも議論はされておりませんので、結論を出す際の判断材料にはなっておりません。</p>	議会
7	<p>現在はスピードの時代、高齢化社会に伴いスピーディな審査を望んでるところ議会は、短時間の審査や継続審査の継続を繰り返すなどしている。</p> <p>本件においても、市道の拡張に対する陳情に対し、審査では「更に慎重に審査する必要があるため」として継続審査との決定をしたが、次期委員会では質問も行われず継続審査の意味も分からないまま「当該道路を利用する上での不便性は認められない」との意見決定をし、不採択となった。</p> <p>本件のように継続審査としながら何もしなかったのも審査とするならば、十分審査したと言えるのですか。また、通年議会の考えはありますか。</p>	<p>継続審査とした陳情を審査する際には、前回議論された内容も踏まえたうえで結論を出しております。また、通年議会については、議会として検討はしておりません。</p>	議会
8	<p>議会は予算や条例を可決するばかりでなく、市民からの要望を受ける陳情は重要であると思うが、文書では意見が良く伝わらないものや、議会でも陳情者は何を言っているのか分からないなどとして不採択にすることが目に付く、矢板市議会では陳情を口頭でも受け付けますか。</p>	<p>口頭での陳情は受け付けていません。議会だよりや矢板市議会ホームページでご案内のとおり、陳情提出の際にはA4の用紙サイズで、陳情の趣旨、理由、提出日、陳情者住所、氏名を記載のうえ押印いただき提出をお願いしております。</p>	議会
9	<p>市道前岡4号線における大型車両通行禁止を求める陳情を法律に抵触するとして5回に亘ってしておりますが、調査研究のため政務活動費を活用した議員さんはおりますか。</p>	<p>各議員が行う市内調査は政務活動費の使用用途に該当しません。よって申告義務がないため、議会として把握はしておりません。</p> <p>また付記として、所管の常任委員会で市道前岡4号線の現地調査は2回実施しておりますことを付け加えさせていただきます。</p>	議会

2016年12月28日

以上のとおり、報告致します。

矢板市議会議長 中村久信